

ケアプランセンター 悠重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援事業の提供開始にあたり当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	株式会社 悠
法人所在地	宮崎県小林市東方1407-1
法人種別	株式会社
法人設立年月日	平成19年3月28日
代表者氏名	元明里恵
電話番号	0984-48-7555

2 ご利用施設

施設の名称	ケアプランセンター 悠
施設の所在地	宮崎県小林市水流迫569-13
事業所番号	4570500670
開設日	平成23年 4月 1日
管理者	石橋智子
電話番号	0984-27-3644
ファクシミリ番号	0984-27-3645

3 事業の目的と運営方針

事業の目的と運営方針	契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的といたします。また利用者の生活の質を高めるために、市町村または他の指定居宅支援事業所・居宅サービス事業所・介護保険施設等との連携を図り、利用者や介護者の要望を考慮し、福祉倫理を遵守しながら公正中立な立場で援助に当たります。
------------	---

4 事業所の概要（主な設備）

設備の種類	数	面積
事務所及び相談室	1室	14.29m ²

5 ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の態勢
1, 管理者	1名	常勤（午前8：15～午後5：15）介護支援専門員と兼務
2, 介護支援専門員	3名	常勤（午前8：15～午後5：15）2名（1名は管理者と兼務） 非常勤 1名

6 営業時間

営業日	毎週月曜日から土曜日まで（12月31日～1月2日まで休み）
営業時間	昼勤（午前8：15～午後5：15） ※併設施設において、24時間連絡体制を整えています。

7 サービスの概要

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) サービス担当者会議の開催（状況によっては、テレビ電話等の ICT を活用しての開催）
- (3) 介護認定等申請の代行援助
- (4) 居宅サービス事業所や介護保険施設等の紹介
- (5) 相談援助

8 利用料金

- (1) 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付を受けられるので、自己負担金は発生しません。保険適用の場合でも、保険料の滞納により、支援事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は1か月につき要介護度に応じて下記の利用者負担金を支払い、支援事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。指定居宅介護支援提供証明書を後日、各市町村の窓口に提出しますと、保険給付分の払戻を受けられます。

要介護度 加算関係	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基本利用料	10,760 円		13,980 円		
初回加算	3,000 円（新規若しくは要介護区分が 2 段階以上に変更となった場合）				
入院時情報連携加算 I	2,000 円（入院後 3 日以内に情報提供を行った場合）				
入院時情報連携加算 II	1,000 円（入院後 7 日以内に情報提供を行った場合）				
通院時情報連携加算	500 円（介護支援専門員が診察時に同席をし情報提供を行った場合、1 月に 1 回を限度として加算算定をする）				
退院・退所加算	連携 1 回 カンファレンス参加無 4,000 円				
	カンファレンス参加有 6,000 円				
	連携 2 回 カンファレンス参加無 6,000 円				
	カンファレンス参加有 7,000 円				
	連携 3 回 カンファレンス参加有 9,000 円				
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円（状態変化や急変時等に速やかに居宅サービス計画を変更し調整を行った場合、月 2 回に限り算定可）				
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000 円（小規模多機能型事業所に移行する時に、小規模多機能型事業所に必要な情報を提供した場合）				
複合型サービス事業所連携加算	3,000 円（複合が他サービス事業所に移行する時に、必要な情報を提供した場合）				
特定事業所加算 (A)	1,000 円 主任介護支援専門員 1 名以上 介護支援専門員常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上				

- (2) 利用料金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金が発生した場合には、請求書に明細を付して、翌月 10 日までに利用者に請求し、利用者は、翌月末日までに現金により支払います。

- (3) 領収書の発行

事業者は、利用者からの利用者負担金の支払いを受けた時は、領収書を発行します。

- (4) キャンセル料

利用者は、いつでも契約を解除することができ、その時の料金は一切かかりません。

9 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 午前9：00～午後5：00 ご利用方法 電 話 0984-27-3644 FAX 0984-27-3645 担当職員：管理者 石橋 智子
小林市長寿介護課	ご利用時間 平日 午前8：30～午後5：00 ご利用方法 電話 0984-23-1140（代表）
えびの市介護保険課	ご利用時間 平日 午前8：30～午後5：00 ご利用方法 電話 0984-35-1111（代表）
高原町介護保険係	ご利用時間 平日 午前8：30～午後5：00 ご利用方法 電話 0984-42-2820（代表）
都城市介護保険課	ご利用時間 平日 午前8：30～午後5：00 ご利用方法 電話 0986-23-2114（代表）
小林保健所	ご利用時間 平日 午前8：30～午後5：00 ご利用方法 電話 0984-23-3118
宮崎県福祉保健部 長寿介護課居宅担当	電話番号 0985-26-7059 受付時間 8：30～17：00
国民健康保険団体連合会	電話番号 0985-35-5301 受付時間 8：30～17：15

令和 年 月 日

説明者 所属 ケアプランセンター 悠 氏名 印

私は本書面に基づいて、上記説明者から重要項の説明を受けましたことにより、貴事業所の居宅介護支援事業サービスの提供開始に同意します。

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印 (続柄)

ケアプランセンター悠における個人情報の利用目的

ケアプランセンター悠では、利用者の尊厳を守り安全を配慮する事業所の理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を下記のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[ケアプランセンター悠の内部での利用目的]

- ・ 当事業所が利用者に提供する支援サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 利用者に係る当事業所の管理業務のうち
 - 1 利用等の管理
 - 2 会計・経理
 - 3 事故等の報告
 - 4 当該利用者の支援サービスの向上

[他事業所等への情報提供を伴う利用目的]

- 当事業所が利用者等に提供する支援サービスのうち、
 - 1 利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者等との連携（サービス担当者会議等）
 - 2 その他の業務委託
 - 3 医療機関等への情報提供
 - 4 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち、
 - 1 保健事務の委託
 - 2 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 3 ケアカンファレンスにおける照会への回答
 - 4 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

- ・ 当事業所の管理業務のうち
 - 1 支援サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
 - 2 事業所内及び研究発表会等において行われる事例研究

※ 上記のうち同意できない内容がございましたら、その旨を個人情報保護窓口（管理者）まで、お申し出下さい。また、これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等をすることができます。

上記内容において、個人情報の使用について説明を受けた内容に同意します。

令和 年 月 日

利用者 _____ 印

家族代表 _____ 印

続柄（ ）